無縁墳墓等改葬公告

市営霊園の適正な管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成30年6月15日　青森市

1　墳墓等所在地　青森市大字三内字沢部353番地

1　墳墓等の名称　青森市営三内霊園

1　死亡者の氏名及び本籍　12区ニ種184号芝崎しけ本籍不詳、12区ロ種乙6号梅田重兵衛本籍不詳、梅田治三郎本籍不詳、梅田禮司本籍不詳

1　改葬を行おうとする者　青森市中央1丁目22番5号　青森市長　小野寺晃彦

公示送達

大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の換地処分通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者について、住所、居所、その他書類を送付すべき場所を確知できない、また、その書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付にかえて、その内容を下記のとおり公告します。

平成30年6月15日

大曲都市計画事業
大曲駅前第二地区土地区画整理事業
施行者　大仙市
代表者　大仙市長　老松　博行

記

1　送付を受けるべき者の最後の住所及び氏名

住所　秋田県大曲市花館字南裏地373番地
氏名　小野地周吉
住所　秋田県大曲市花館字福田35番地
氏名　加藤時之助
住所　秋田県大曲市福住町1番15号
氏名　小松　又六
住所　秋田県大曲市大曲字土屋館120番50・51
氏名　田口眞次郎
住所　秋田県大曲市大曲字土屋館55番地
氏名　竹内　ステ
住所　東京都町田市原町田二丁目29番20号
氏名　林　昭夫
住所　大曲市大曲685番地
氏名　渡辺　栄助
住所　東京都豊多摩郡大久保村字東大久保25番地
氏名　藤城　重義

2　受領を拒んだ者の住所及び氏名

住所　奈良県磯城郡田原本町大字阪手128番地の2プチメゾンオーシュウ302号室
氏名　大山　隆史

教示

1　この通知に不服がある場合は、この通知を知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項については、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）

2　この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大仙市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、換地明細書、各筆各権利者別清算金明細書等については掲載を省略し、それらを秋田県大仙市大花都市再生住宅の掲示板において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

北海道室蘭市幌萌町二九番地の二三
有限会社雅古
清算人　成田　正子

解散公告

当社は、平成三十年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

札幌市東区中沼町七七番地
有限会社アルモ
清算人　高崎　義幸

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

青森県弘前市大字堅田三丁目二四番地一二
有限会社イトーステンレス
清算人　伊藤　正樹

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

山形県鶴岡市みどり町一五番一〇号
株式会社萬紀
代表清算人　谷家　有美

解散公告

当社は、平成三十年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

山形県酒井市御成町一四番一九号ヒーロー
マンション三〇一号室
株式会社フォースライト
代表清算人　篠原　崇

解散公告

当社は、平成三十年五月二十九日開催の臨時株主総会の決議により、平成三十年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

山形県南陽市赤湯二九七四番地二
有限会社東豊工業
清算人　權藤　研一

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十五日

福島県福島市栄町八番一号
株式会社平和ビル
代表清算人　菅原　慎次